主 文

原判決を破棄する。 本件を原裁判所に差し戻す。

理由

弁護人鶴田常道の被告人Aのための弁論要旨は同弁護人及び鶴田英夫名義の控訴趣意書、弁護人井上音次郎の被告人Bのための弁論要旨は同弁護人名義の控訴趣意書各記載事実と同一であるからここに引用する。

鶴田両弁護人の控訴趣意第一点について。

原判決が証拠の標目に判示第一の事実について証人 C 同 D 同第二の所為について証人 E の各当公廷における供述を示しており右証人 C 同 D が昭和二十六年三月二十二日の第三回公判廷において証人 E が同年四月十九日の第四回公判廷において表 専問せられおること、同年五月二十五日の第五回公判期日において裁判官がかわて公判手続を更新しその裁判所で判決していること 定 所論の通りである。而して公判手続を更新後の裁判所において直接尋問せられた形跡は更にない。従つて更新前の右各証人の供述を証拠に供するためにはこれを記載してある右公判調書の証拠を必要とし証人の供述自体として直に証拠とはなし得ないことは当然である。論旨は理由がある。

その第二点について。

井上弁護人の控訴趣意第一点について。

原判決が起訴状記載の強盗傷人の公訴事実について訴因罰条の変更手続を経ることなく傷害の事実を認定していることは所論の通りである。然し元来訴因又は罰条の変更につき一定の手続が要請される所以は裁判所が勝手に訴因又は罰条を異にした事実を認定することに因つて被告人に不利な不意打を加えその防禦権の行使を徒労に終らしめることを防止するに在るからかような虞のない本件事案内容の強盗傷人の起訴に対し傷害の事実を認定する場合には訴因罰条の変更手続を経る必要はない。論旨採用し難い。

鶴田両弁護人指摘の通り原判決は前記二点において違法がありその違法は原判決に影響を及ぼすこと明らかであり、その第一点は共同被告人Bのためにも共通するから両被告人のための各量刑不当の控訴趣意については判断を省略し刑事訴訟法第三百九十七条第四百一条によつて原判決を破棄し同法第四百条本文によつて本件を原裁判所に差し戻す。

仍て主文の通り判決する。

(裁判長判事 白石亀 判事 後藤師郎 判事 大曲壮次郎)